

第 4 9 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 7 年 4 月 3 0 日 (水)

午前 9 時 3 0 分から

場 所 第 1 委員会室

付議事項

- 1 議会基本条例について・・・資料 1
- 2 議会アドバイザーについて・・・資料 2
- 3 その他

山陽小野田市議会基本条例（逐条解説付き）

平成 24 年 3 月 30 日制定

条例第 23 号

改正 平成 25 年 2 月 22 日条例第 2 号

改正 平成 29 年 9 月 20 日条例第 18 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日条例第 18 号

改正 令和 7 年 3 月 25 日条例第 20 号

改正 令和 7 年 月 日条例第 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条—第 10 条）

第 3 章 本会議における基本原則（第 11 条—第 16 条）

第 4 章 委員会における基本原則（第 17 条・第 18 条）

第 5 章 市民と共に行動する議会（第 19 条—第 23 条）

第 6 章 説明責任を果たす議会（第 24 条—第 26 条）

第 7 章 議員の政治倫理及び身分、待遇等（第 27 条—第 30 条）

第 8 章 議会事務局等の体制整備（第 31 条—第 33 条）

第 9 章 他の条例等との関係及び見直し手続（第 34 条・第 35 条）

第 10 章 補則（第 36 条）

附則

前文

地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。

そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた議員によって構成される議会と市長が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。

議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。

また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければなりません。

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

(解説)

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、議会の果たすべき役割と責任は以前にも増して大きくなりました。市民福祉の向上と市の発展のためには、共に市民の信託によって選ばれた議員が構成する合議制の議会と独任制の市長がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進する必要があります。

そのために、日本国憲法の理念そして地方自治法に基づき、議事機関として立法、監視・評価、調査など議会の持つすべての機能を高め、揺るぎない議会制民主主義を確立しなければなりません。

また、意思決定機関として、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させ、その関係を再構築するために、透明性のある議会、市民も参加できる開かれた議会を目指し、市民からより信頼される議会になる必要があります。

さらに、議員は選挙で選ばれた市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理のもとお互いに研鑽に努め存在価値を高めていかなければなりません。

これらのことを実現するため市議会の最高規範としての議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、もって市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

(解説)

本条は、山陽小野田市議会基本条例の目的が、地方分権時代にふさわしい山陽小野田市議会を実現することにより、全市民の幸せと山陽小野田市の発展に寄与することであることを述べています。

また、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することは、議会の至上命題であることから、本条は他の議会関係の条例を解釈し、運用する場合の指針ともなるものであり、議会基本条例が市議会の最高規範であることを実質的に規定するものです。なお、形式的には第34条で規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、より市民に開かれた議会であること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会であること。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(解説)

本条は、議会が活動する上での原則を述べています。

地方自治法などで与えられた議会の権限を強化することはもちろんのこと、透明性のある議会、市民に開かれた議会、市民に関心を持ってもらえる議会を実現することを述べています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(解説)

本条は、議会の構成員である議員が活動する上での原則を述べています。

議員は、市民の直接選挙で選ばれた代表者であることを自覚し、市の発展や市民福祉の向上のために積極的な議論によって意思を形成する必要があることを述べています。

また、その積極的な議論を行う前提として、市民のニーズをきちんとくみ取ること、議員自身の能力を高めること、一部地域ではなく市民全体の福祉の向上を目指して活動することを述べています。

【言論の府とは】

議会は、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める大切な場であることから、「言論の府」と呼ばれています。

【二元代表制とは】

第1号にある「二元代表制」とは、地方自治体では、議会の構成員である議員と首長（山陽小野田市では市長のことです。）をともに住民が直接選挙で選ぶという制度のことです。議会と首長がどちらも住民を代表することが特徴で、この二つの主体が対等の立場でお互いの役割を果たすことで、地方自治体の運営の基本的方針が決まります。

【合議制とは】

合議制とは行政機関の意思が複数の構成員の意思を総合して決定される制度であり、議会はこれに当たります。これに対して、行政機関が一人の者で構成され、意思決定もその一人が行う制度を独任制といい、市長はこれに当たります。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

(解説)

本条は、本市議会が会派制を導入しており、その結成ができることを述べています。

また、結成後の責務として、政策立案及び政策提言を行うために調査や研究に努めなければならないことを述べています。

会派とは、単なる議員の集まりではなく、理念を共有する議員の集団です。また、議会運営の中心的な役割を果たすものでもあるため、議会運営委員会の委員の選出基準には会派の所属人数を用いています。

会派の存在自体については地方自治法第100条第14項によって認められていますが、具体的な結成要件は地方自治法や会議規則等による規定がないため、本市議会では申し合わせ事項でそれを定めています。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

(解説)

本条は、市民に開かれた議会とするため、本会議と委員会を原則公開とすることを述べています。

また、平成20年の地方自治法の改正により、会議規則で規定された協議又は調整の場も公の機関として位置づけられたため、それに該当する全員協議会は本条例中の「本会議のほか委員会等」に含まれます。

【公開とは】

公開とは、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表の三つから成り立っています。

傍聴の自由： 市民等が本会議、委員会等の状況を直接見聞きできる自由

報道の自由： 報道機関が本会議、委員会等の状況を広く市民等に知らせる自由

会議録の公開： 本会議、委員会等の状況の記録を市民等が閲覧できる状態にすること。

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

(解説)

本条は、議会は言論の府であるため、議会の運営に当たっては、議員同士が自由に意見を交わし、議論を重ねる機会が保障されていること、それと同時にその機会を積極的につくる必要があることを述べています。

また、議案や請願及び陳情等の審議の際はもちろんのこと、それ以外の所管事務調査事項や懸案事項についても議員間で十分な議論を行って、互いに納得のいく形で合意できるように努力しなければならないことを定めています。

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

(解説)

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項では条例の制定、改廃や予算の承認、決算の認定など15項目に限定して規定されています。しかし、地方公共団体の意思決定機関としての議会の機能を強化するという趣旨から、同条第2項では条例で議会の議決事件を追加して定めることができることとされています。

本条は、その規定を根拠として議決事件を積極的に追加することを述べています。

これにより議会と市長等が市民に対する責任を共に担い、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することになります。

なお、本市議会が追加している議決事件は次のとおりです。

- (1) 山陽小野田市総合計画の基本構想の策定又は改廃に関すること。
- (2) 前号の基本構想を達成するために、施策の大綱に従って施策の目的及び方針を定める基本計画の策定又は改廃に関すること。

【議事機関とは】

「議事機関」とは、地方公共団体の行政運営の基本的事項（条例の制定など）について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことです。憲法第93条第1項には、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定められています。

これに対して、議事機関が決定したことを執行する権限を持ち、所管する事務について地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示する機関のことを「執行機関」といいます。市の中では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などがこれに当たります。

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

(解説)

議会は、議案及び関連資料を用いて慎重審査を行っていますが、市民が議会で何をどのように審査しているのかを知るためにも本会議のほか委員会等で用いた資料を積極的に公開していくことを述べています。

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

(解説)

市政に関する重要な政策又は課題に対して、委員会に特化することなく議会全体としての共通認識を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進していくために政策討論会を開催することを述べています。

なお、政策討論会については必要な事項は、要綱で定めています。

【政策、施策、事務事業の違いとは】

政 策： 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまりのことです。

施 策： 政策を実現するために具体的な方策や対策です。

事務事業： 施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業です

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

(解説)

本条は、行政が実施する施策や事務事業について、目的を明確にしながら議会が住民の視点に立ち、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているのか」という観点から事業等の成果を評価・検証を行うことを述べています。

また、議会はその評価・検証の結果を市長に明示し、市長はそれを予算に反映させる努力義務を負うという、議会による評価・検証の結果を継続的に行政運営に反映させる仕組みについて述べています。

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

(解説)

本条は、一般質問が議員の権利として保障されていること、そして、一般質問とは何かということを述べています。

また、市民にとって透明性のある分かりやすい議会にするため、その論点と回答をホームページなどで公開することを述べています。

一般質問とは、あくまでも行財政全般にわたって執行機関の疑義をただすものであり、所信の表明を求めるものとするのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものです。

なお、本条例以外で一般質問を規定している例規等は、会議規則及び申し合わせ事項です。

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問又は質疑を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

(解説)

本条は、論点を明確化して議会審議の充実を図るために、市長等が議員に対しての反問できることを定め、また、その行使の方法を述べています。

反問とは、議員の質問や質疑に対して、その論点を整理するため、市長等が議員に逆質問ができる機会を与えるものです。

また、その行使に当たっては、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て行う必要があります。

【反問と反論の違いとは】

他の議会においては、例えば、議員からの条例の提案、議案の修正その他意見の趣旨を確認するため、市長等が議員に質問し、又は反対の意見を述べる権利である「反論」を認めている例もあります。

しかし、本市議会の「反問」は、あくまで議員の質問や質疑の論点を整理するために必要な範囲でのみ問い返すことを認めるものであり、「反論」とは異なるものです。

(質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

(解説)

本条は、本会議における議案等の提案時の質疑は、議案の疑義を解明するために行い、その内容については、委員会において質疑をする機会が設けられているので、あくまで総括大綱的なものととどめるとともに委員会審査に資するために行うことを述べています。

また、その行使に当たっては、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て行う必要があります。

【質疑と質問の違いとは】

議会の会議等における質疑と質問の意味は次のとおりであり、これらは全く異なるものです。

質疑： あくまでも議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、市長等の説明や意見を質すためのものです。したがって、質疑に当たっては、原則として自己の意見を述べることはできないとされています。

質問： 市の行政全般にわたって市長に対して事務の執行状況や将来の方針等について所信を質し、報告や説明を求めることで、これはつまり一般質問のことです。なお、本市議会における一般質問については、第11条で解説したとおりです。

- 第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。
- 2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。
- 3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

(解説)

本条は、本会議における委員長報告に対しての質疑は委員長に対して疑義を解明するために行うものであることを述べています。なお、ここでいう質疑とは、委員会審査の経過と結果に対する質疑です。~~議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。~~

また、市長等に対する質疑については、議会が修正案を提出した場合、執行上の問題に限って質疑できることを述べています。これは、修正案を実施することでどの程度の財政負担となるのか、全国的な社会情勢の均衡から問題はないのかなど、執行上問題がないかどうかを審議する必要があるため、その範囲で認められるものです。~~なお、議案の内容に関する質疑は、委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。~~

また、委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合、市長等から訂正を求める発言を認めることを述べています。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

(解説)

本条は、委員長報告の在り方について述べています。

本会議における委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料であると同時に審査状況を市民に知らせるためのものでもあります。そのため、審査の概要と結果だけでなく、その結果に至る論点も分かりやすいものにする必要があります。

また、委員長報告概要を議場に配布することを述べています。

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

(解説)

本条は、議案に対する議員個人の賛否を明らかにし、議員の政治責任をより一層明確にするため、議案等の賛否を原則として公開することを述べています。

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査等を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

(解説)

本条は、委員会は議案等を審査するだけでなく、市のさまざまな課題に迅速かつ的確に対応するために、委員会の専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮するよう運営することを述べています。また、常任委員会においては所管事務調査を、議会運営委員会においては議会の運営に関する事項等の調査を、特別委員会においては付議された事件の審査に係る調査を積極的に行うことを述べています。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(解説)

本条は、市長等が提案する重要な政策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対して6項目の説明を求めることを述べています。これにより、議論の透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策等の信頼性・正当性が高まることが期待されます。

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

(解説)

本条は、市民も参加して共に行動する議会を実現するために行う市民懇談会の実施について述べています。

市民懇談会は、市民のところに議会が出向き、テーマに沿って意見や情報を交換する場で、現在は市民の団体等から議会に対して開催を申し込めるだけでなく、議会から市民等に対して開催することもできます。

なお、市民懇談会について必要な事項は、要綱で定めています。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

(解説)

本条は、市民が請願者又は陳情者である場合には、議会における意見陳述の機会を保障することを述べています。

請願者又は陳情者が市民であり、当該請願又は陳情が議会において取り扱われる場合には、議会でその願意や意見を述べることができます。

(参考人制度及び公聴会制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

(解説)

本条は、市民、利害関係者、学識経験者等の意見を委員会で述べる機会を積極的に確保し、それらの意見を討議に反映させることで、政策水準の向上を目指すことを述べています。

公聴会制度とは地方自治法第115条の2第1項に規定されている制度で、重要案件の審査を周到に行うために住民や有識者等から直接意見を聴く制度です。

参考人制度とは地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、委員会の審査の充実を図るため利害関係人や学識経験者等の出頭を求め、意見を聴く制度です。

地方自治法制定当時は公聴会制度のみが設けられておりましたが、公聴会は開催までの手続等が複雑であり、また、その過程で公示する必要があるなど機動的に活用することが困難です。そのため、平成3年の法改正によって、より簡易な手続で効率的に民意を聴くことができる参考人制度が創設されました。

本市議会においても、効率的に民意を聴くために、主に参考人制度を活用しています。

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

(解説)

本条は、執行機関に限らず、議会においても必要性があれば中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくために学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる附属機関を設置できることについて述べています。

地方自治法上の附属機関とは、行政機関（山陽小野田市では「市長」）の行政執行のために、または行政執行に伴って必要な調停、審査、調査等を行うこととする機関であり、地方自治法第138条の4第3項を根拠として設置されるものです。

地方自治法では行政機関についての附属機関のみが規定されており、議会については設置できる規定がありません。そのため、合議制機関である議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないという総務省の解釈が示されています。この解釈によると、議会基本条例に基づき附属機関が議会に設けられたとしても、それは条例のみを根拠とした機関となるので、実際に設置する場合には委員の身分や報酬が検討すべき課題となります。

以上のような問題がありながらも、条例による議会の付属機関の設置が違法とは言えないこと、事実として議会だけでは判断しにくい事案があること、議会にも相応の政策形成能力が求められるようになったことなどを鑑み、本市議会では附属機関を設置できるようにしています。

(議会広聴の充実)

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

(解説)

本条は、議会は様々な手法によって得た市民の意見を市政に反映させられるよう、広聴活動に力を入れることを述べています。

具体的な議会の広聴活動としては、例えば、第19条の市民懇談会もその一環となります。また、議会報告会を双方向型のカフェ形式にするなど、広聴活動以外の活動に広聴機能を付与するなどの取組も行っています。

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

(解説)

本条は、市民の代表者の集合組織である議会が説明責任を果たすため積極的に市民のもとに出向き、市民に対して政策提言や常任委員会など議会活動の状況を説明し、また、市政に関する情報を提供する議会報告会を実施することを述べています。なお、現在の議会報告会は、議会から説明するだけでなく市民の意見も把握できるカフェ形式で実施しており、議会広聴活動も兼ねた取組となっている。

なお、議会報告会について必要な事項は、要綱で定めています。

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 全員協議会記録
- (4) 委員会報告書
- (5) 視察報告書
- (6) 議長交際費
- (7) 政務活動費
- (8) 議会スケジュール
- (9) その他議長が必要と認めたもの

(解説)

本条は、議会に関する情報の公開を促進するため、上記の9項目にわたってホームページ等において公開することを述べています。

(議会広報の充実)

第26条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

(解説)

本条は、様々な情報伝達媒体を活用して、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらえるように広報活動に力を入れることを述べています。

具体的な議会の広報活動としては、例えば、第24条の議会報告会もその一環となります。また、議会広報紙の作成、議会ホームページの更新、各種SNSの活用等を行っています。

議会独自の視点を取り入れる工夫としては、議案に対する賛否を示したり、一般質問への意気込みや内容やその後の評価を発信したり、積極的に傍聴の機会を提供したりしながら広報活動を行っています。

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第27条 議員は、政治に携わる者が守るべき職業倫理である政治倫理を常に自覚しなければなりません。

(解説)

本条は、議員の政治倫理について述べています。

議員は、その職権や地位による影響力から、政治倫理を自覚することが求められており、また、政治倫理に基づいて行動しなければなりません。

政治倫理の性質とは、政治に携わる者が当然に持つべき職業倫理であり、政治を行う上での行動規範です。これは一般的なモラルとははっきりと区別すべきものです。

また、政治倫理に反する行動とは、議員の職権や地位による影響力を利用して私的な利益の実現を求め、または、職務の公正さを損なわせるなど公共の利益を損なわせることなどです。

そのため、議員の行動が政治倫理に違反するかどうかは、当該議員の行動が、「単に倫理に照らして責められるものであるかどうか」ではなく、「当該議員の職権や地位による影響力を利用したかどうか」及び「公益を害し、又は不当に私的利益を追求するものであるかどうか」により判断すべきものです。

(議員定数)

第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

平成23年4月の地方自治法の改正により議員定数の法定上限が撤廃され、地方自治体の自主性及び自立性が高まりました。

そのことから、本条は、議員定数の条例改正を提案する場合は、単純に他市との比較や行財政改革の視点からではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すことを述べています。

なお、定数の詳細については、条例で定めています。

(議員報酬)

第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

(解説)

本条は、議員報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で、明確な改正理由を付すことを述べています。

なお、議員報酬の詳細については、条例で定めています。

(政務活動費)

第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

(解説)

本条は、政務活動費の改正も定数及び報酬の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で明確な改正理由を付すことを述べています。

また、会派及び会派に属さない議員は、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため政務活動費を使用することができ、また、その使途の適正化と透明性の確保、市民への説明責任を負うことを述べています。

なお、政務活動費の詳細については、条例、規程、使途基準で定めています。

第8章 議会事務局等の体制整備

(危機対応)

第31条 議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るよう努めます。

(解説)

本条は、災害等緊急事態の発生時などにおける議会の危機対応について述べています。

執行部において災害対策本部が設置されたときなどの緊急事態には、議会においても必要に応じて危機対応組織を設置し、執行部と協力して被害の最小化や迅速な回復に努めます。

なお、災害時における危機対応組織に関して必要な事項は、要綱で定めています。

(議会事務局)

第32条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

(解説)

本条は、議会の持つ権能を十分に発揮できるように議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを述べています。

(議会図書室)

第33条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

(解説)

本条は、議員の政策立案能力の向上を図るとともに、市民が活用できるよう、議会図書室機能の充実強化と利用促進に努めることを述べています。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第34条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

(解説)

本条は、この条例が山陽小野田市議会における最も基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないことを述べています。

本条は、形式的に議会基本条例が市議会の最高規範であることを規定しています。

第1条と併せて名実ともに議会基本条例が市議会の最高規範であることを規定しています。

(条例の見直し等)

第35条 議会は、一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。

(解説)

本条は、議会基本条例をより実効性があるものとするために、定期的に議会基本条例について研修し、検証し、見直すことを述べています。

具体的には、選挙後速やかに全議員に対して研修を行い、任期開始から2年を経過する前頃に再び全議員に対して研修を行い、任期開始の日から2年経過後に速やかに議会運営委員会において検証を行い、その検証によって改正等の必要が生じたときには適切に措置することとしています。

第10章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

(解説)

本条は、その他必要事項については、その内容に応じ、規則、規程、要綱、申し合わせなどで定めることを述べています。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 22 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（平成 25 年 3 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止）
- 2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 24 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

プロフィール

長内 紳悟（おさない しんご）氏

一般社団法人地方公共団体政策支援機構代表

1980年岩手県出身。早稲田大学大学院政治学研究科修了。自治体職員、早稲田大学マニフェスト研究所、崇城大学非常勤講師等を経て、現在一般社団法人地方公共団体政策支援機構代表。議会事務局に9年在籍、議事調査・議会改革を担当したほか、岩手県市議会議長会に「いわて議会事務局研究会」を発足、その呼びかけ人代表。早大研究所では議会改革度調査を担当。これまで湯沢市、矢板市、取手市、浦安市、戸田市、甲府市、四日市市、山陽小野田市、佐伯市、都城市、岩手県市議会議長会、町村議会、政党会派等で議会アドバイザー・政策アドバイザーを務める。